

令和2年6月2日

保護者各位

鹿児島県立与論高等学校
校長 甲 斐 修

新型コロナウイルス感染症対策に伴う生徒の県外への旅行等について

平素より、本校の教育活動に対して御理解、御支援を賜り誠にありがとうございます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国的に解除されたことに伴い、本県の「『新しい生活様式』に向けた鹿児島県の取組」が改定され、与論町においても昨日付で新型コロナウイルス感染症対策本部長からのメッセージが発出されました。

つきましては、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を常日頃から生活習慣として取り組んでいただくことともに、生徒の県外への旅行等に関して、下記の事項を御理解のうえ、各御家庭における協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

- (1) 5月25日（月）の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）への移動については、6月18日（木）までは、必要な要件以外での移動は、慎重を期すこと。
- (2) その他の地域への移動については、感染者の発生動向を踏まえて、慎重を期すこと。

2 やむを得ず児童生徒が県外へ旅行等を行う場合の留意事項

- (1) 学校に届出をすること。
- (2) クラスターの発生のおそれが高い施設（カラオケボックスやライブハウスなど）や三つの密（密閉、密集、密接）のある場を徹底的に避けること。
- (3) 手洗いや人と人との距離の確保など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること。

3 やむを得ず県外へ旅行等を行った児童生徒が帰県した場合の留意事項

- (1) マスク着用など咳エチケットを徹底すること。
- (2) 毎日の体温測定を徹底すること。
- (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、登校を見合わせる。

【問合せ先】鹿児島県立与論高等学校
電話 (0997)97-2064 FAX (0997)97-2844